

放射性物質に関する 取り組みについて

2017年3月11日 ムソー株式会社 品質管理室

2011年3月11日の福島原発事故発生から6年が経ちました。月日が経つにつれ、フクシマに関する報道は間遠になり、すでに“過去のこと”にしようとする論調も一部には見受けられます。しかし、原発事故による汚染水や廃棄物などの問題はいまだ解決しておらず、食の安全に対する信頼は3.11以前のレベルに戻れず、今日に至っています。

弊社は福島原発事故以降、独自の放射性物質基準を設け、お客様の「食の安全に対するご要望手段」として、また、「判断いただくための指標」として、製造者と共に測定を続けてまいりました。

食事による内部被曝はできる限り抑えるべきで、低線量放射線による健康への影響には「しきい値」(これ以下であれば安全であるという値)はないと考えます。実現可能な範囲で被曝量をできるだけ減らすた

めに、弊社では引き続き、放射性物質(セシウム134、セシウム137)を検出下限各3Bq/kg以下(一部1Bq/kg)で確認してまいります。

何卒、ご理解とご支援を賜りたくお願い申し上げます。

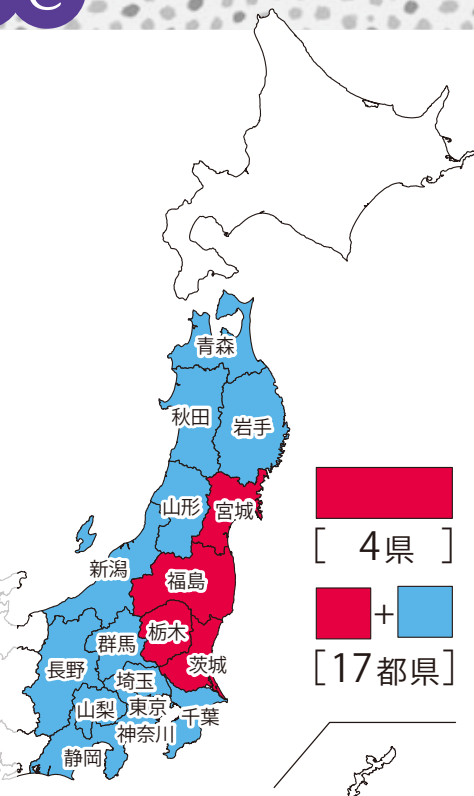
測定基準

■対象商品または対象原料は、放射性物質セシウム134とセシウム137を検出下限各3Bq/kg以下で確認する。各3Bq/kg以上の放射性物質が検出された場合は、産地変更または取り扱いを中止する。

■ミネラルウォーター・乳児用食品については、検出下限各1Bq/kgでの測定とし「未検出」であることを確認する。

■測定方法は、ゲルマニウム半導体検出器(精密機器)やヨウ化ナトリウムシンチレーション検出器を使用し、ヨウ化ナトリウムシンチレーション検出器で、各3Bq/kg以上の数値が検出された場合は、ゲルマニウム半導体検出器で再検査し、取り扱いについて判断する。

■乾椎茸等乾物類は戻した状態、お茶や紅茶等の飲料は抽出後の飲む状態で測定する。



■測定頻度は、対象原料の収穫年度や産地が切り替わる際とし、加工食品や製造ロット毎に変わる生鮮原料(肉類・卵・乳製品・野菜・水産物等)が対象の商品は、年1回測定する。

■製造工場のみ対象の商品は、最終商品で年1回測定する。

ムソー品質管理室担当者から

詳細な註を含む全文は、ムソーホームページでご覧いただけます。また同ページでムソーブランド商品およびメーカーブランド商品の放射性物質調査結果を随時更新しております。ご覧になりご不明の点があれば、ご遠慮なくお尋ねください。

【測定基準一覧】

	測定対象	対象地域	検出下限値
①	国産の原料対象地域の商品	17都県(※1)	各3Bq/kg以下
②	製造工場のみ対象の商品	4県(※2)	
③	ミネラルウォーター、乳児用食品	全世界	各1Bq/kg以下
④	乾椎茸、山菜、竹の子、蜂蜜、メープルシロップ・メープルシュガー、アガベシロップ、紅茶、ジャム	全世界	各3Bq/kg以下
⑤	ベリー類、ハーブティー、きのこ類	ヨーロッパ	
⑥	国産の特定水産物(昆布、タラ、ヒラメ、カレイ、アサリ、シジミ、ハマグリ)	東京湾、房総半島より北海道道南間、北海道松前半島白神岬を結ぶ東側の海域	

※1…対象地域 17都県(静岡・長野・山梨・埼玉・神奈川・東京・群馬・新潟・千葉・茨城・栃木・福島・宮城・山形・岩手・秋田・青森)で収穫された原料(都道府県が特定できない場合も対象とする)

※2…対象地域 4県(茨城・栃木・福島・宮城)で製造された商品

Macrobiotic Facilitator

ムソー株式会社

TEL:06-6945-0511, FAX:06-6946-0307

540-0021 大阪市中央区大手通2丁目2番7号 <http://muso.co.jp>

[ムソー公式Facebookページ](https://www.facebook.com/MUSOcorp) <https://www.facebook.com/MUSOcorp>